

浜松市過疎地域持続的発展計画

自 令和3年度

至 令和8年度

静岡県浜松市

目

次

1. 基本的な事項

(1) 北遠地域（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況	1
イ 過疎の状況	2
ウ 社会的、経済的発展の方向と概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口の推移と動向	3
表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）	
＜北遠地域＞（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）	4
＜浜松市＞（北遠地域を含む市全体）	4
表 1-1(2) 人口の見通し（人口ビジョン）	
＜浜松市＞（北遠地域を含む市全体）	5
イ 産業の推移と動向	5
表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）	
＜北遠地域＞（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）	6
＜浜松市＞（北遠地域を含む市全体）	6
(3) 行財政の状況	6
ア 行政の状況	6
イ 財政の状況	7
表 1-2(1) 市町村の財政の状況	
＜浜松市＞（北遠地域を含む市全体）	8
表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況	
＜北遠地域＞（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）	9
＜浜松市＞（北遠地域を含む市全体）	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
ア ひとつの浜松で築く地域の未来	10
イ 人の流れをつくる（市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進）	11
ウ 地域を元気にする（持続可能な地域運営の仕組みをつくる）	11
エ 産業の力で地域を潤す（地域資源の活用により産業を活性化）	11
オ 地域をプロモーションする（地域の魅力を生かして賑わいを再生）	12
カ 暮らしを守る（暮らし続けられる生活環境を確保）	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	14
移住・定住	14
地域間交流	14
(2) その対策	14
移住・定住	14
地域間交流	15
(3) 事業計画	15

3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	16
農業	16
林業	16
商業	16
工業	16
観光又はレクリエーション	16
(2) その対策	17
農業	17
林業	17
商業	17
工業	17
観光又はレクリエーション	17
(3) 事業計画	18
(4) 産業振興促進事項	18
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	19
電気通信施設	19
情報化	19
(2) その対策	19
電気通信施設	19
情報化	19
(3) 事業計画	20
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	20
高規格幹線道路	20
国道・県道	20
市道	21
農道・林道	21
交通確保	21
(2) その対策	22
高規格幹線道路	22
国道・県道	22
市道	22
農道・林道	22
交通確保	22
(3) 事業計画	23
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	29
水道施設	29
下水道施設	30
廃棄物対策	30
消防・防災	30
住宅	31
(2) その対策	31
水道施設	31

下水道施設		31
廃棄物対策		31
消防・防災		31
住宅		31
(3) 事業計画		32
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
(1) 現況と問題点		33
高齢者		33
児童・その他		34
(2) その対策		34
高齢者		34
児童・その他		34
(3) 事業計画		35
8. 医療の確保		
(1) 現況と問題点		35
医療機関		35
健康増進		36
(2) その対策		36
医療機関		36
健康増進		36
(3) 事業計画		37
9. 教育の振興		
(1) 現況と問題点		37
公立小中学校、幼稚園		37
集会施設、体育施設、社会教育施設等		38
(2) その対策		38
公立小中学校、幼稚園		38
集会施設、体育施設、社会教育施設等		38
(3) 事業計画		38
10. 集落の整備		
(1) 現況と問題点		39
(2) その対策		39
(3) 事業計画		40
11. 地域文化の振興等		
(1) 現況と問題点		40
(2) その対策		41
(3) 事業計画		41
12. 再生可能エネルギーの利用の推進		
(1) 現況と問題点		42
(2) その対策		42
(3) 事業計画		42
参考 過疎地域持続的発展特別事業一覧		43

1 基本的な事項

(1) 北遠地域(春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域)の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

自然的条件の概況

北遠地域(春野地域〈旧春野町〉、佐久間地域〈旧佐久間町〉、水窪地域〈旧水窪町〉、龍山地域〈旧龍山村〉)をいう。以下同じ)は、市の北部に位置し、その中央部を天竜川が縦断し、大千瀬川、水窪川、気田川等多くの支流を集めて南下している。大部分が南アルプス赤石山系に属し、豊富な森林資源に恵まれた急峻で起伏に富んだ山間地である。面積は762.21 km²(平成25年度時点)であり、市域の約50%を占めている。うち、森林の面積は713.58 km²で、地域の93.6%となっている。景観の優れた溪谷等を擁する天竜川流域の一部地域が天竜奥三河国定公園に指定されており、水窪地域と川根本町、春野地域と川根本町の境は奥大井県立自然公園をはじめ京丸・岩岳山自然環境保全地域や気田川自然環境保全地域に指定されている。



年平均気温は15℃前後であるが、山間地特有の地形により寒暖の差は大きく、典型的な内陸性の気候であり、佐久間地域では40℃を越す気温を記録するなど夏季にはしばしば高温となる。一方で水窪地域は豪雪地帯となっており、県下でも積雪の多い地域となっている。北遠地域の年間降水量は、2,000mm～3,000mm程度と多雨地帯に属する。

歴史的条件の概況

北遠地域は、江戸時代の初めには徳川幕府直轄領となり、明治4年の廃藩置県により浜松県に属し、その後、府県合併により静岡県に編入された。

春野町は、昭和31年に犬居町と熊切村が合併し、次いで、昭和32年気多村との合併により誕生した。佐久間町は、浦川村、佐久間村、山香村、奥山村の4村がその前身である。明治36年に、奥山村の一部が城西村として分離独立した。昭和11年には浦川村が町制を施行し、昭和31年には、浦川町、佐久間村、山香村、城西村の1町3村が合併し、新たに佐久間町が誕生した。水窪町は、明治22年に奥領家村、地頭方村、山住村、相月村が合併し奥山村となった。その後、相月村など

の一部が分離して、大正 14 年の町制施行により水窪町となった。龍山村は、明治 22 年の町村制施行により誕生した龍川村（旧天竜市内）と山香村（旧佐久間町内）を母体として龍川村のうち大嶺地区、戸倉地区と山香村のうち瀬尻地区、下平山地区の 4 地区が合併し、明治 34 年に誕生した。

北遠地域 4 町村は以上の変遷を経たのち、平成 17 年に浜松市に編入され、現浜松市となるとともに、各町村単位に地域自治区が置かれた。平成 19 年には政令指定都市に移行したことから区制が敷かれ、浜松市天竜区の一部となっている。

社会的条件の概況

北遠地域（佐久間地域、水窪地域）には、公共交通として J R 飯田線があり、通学や医療施設への通院など地域の足として利用されている。また、幹線道路としては、国道 152 号、473 号、362 号が供用されており、地域と市街地を結ぶと同時に地域間の連絡道路となっている。しかし、これらの道路は、幅員が狭いうえに急カーブの箇所が残っており、地域から市街地までの所要時間は、1 時間 30 分から 2 時間である。また、大雨等による災害の影響を受けることもある。

経済的条件の概況

北遠地域の主要産業は、林業、農業である。林業は、天竜美林として古くから発展してきたが、国産材の需要が低下し、価格の低迷が続いており、林業従事者の減少、高齢化により厳しい状況にある。農業は、地形的な制約から小規模経営が多く、兼業農家が大半となっている。農業の中心はお茶で、良質なお茶が生産されている。しかし、価格の低迷や農業従事者の減少、高齢化により厳しい状況にある。

商業では、地元資本の個人経営が多く、人口減少に加え地元購買力の低下により後継者が育ちにくい状況にある。工業では、かつて誘致した企業を中心として地元雇用を支えてきているが、経営合理化のもと撤退する企業もあり、今後の拡大は厳しい。観光業では、誘客の可能性のある地域資源はあるものの、現時点では、団体観光客を呼び込むまでには至らず、旅館、飲食業などもおしなべて低調である。

イ 過疎の状況

人口減少の概況

北遠地域では、昭和 35 年以降、人口が減り続けており、平成 27 年の国勢調査では、春野地域 4,529 人、佐久間地域 3,805 人、水窪地域 2,164 人、龍山地域 639 人である。昭和 35 年から平成 27 年までの人口の減少率を見ると、春野地域は 68.4%、佐久間地域は 79.8%、水窪地域は 77.4%、龍山地域 89.2%といずれも 60%を超えており、特に龍山地域では、この間、人口が約 9 分の 1 に減少している。

また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の率）の状況を見ると、平成 27 年の国勢調査

では、春野地域 48.3%、佐久間地域 55.0%、水窪地域 56.1%、龍山地域 56.5%である。（浜松市全体では 26.1%）。同様に少子化（14 歳以下人口比率）の状況を見ると、春野地域 6.5%、佐久間地域 4.7%、水窪地域 5.0%、龍山地域 3.3%である。（浜松市全体では 13.6%）。

集落・世帯の概況

本市の集落・世帯調査によると、令和 3 年 4 月 1 日現在で、北遠地域には 144 の集落があり、集落の平均世帯数は 32.2 戸である。高齢化率が 50%を超えている集落は 127 あり、うち 58 の集落では高齢化率が 70%を超えている。また、北遠地域では、高齢者のみの世帯が 56.0%となっており、同様に高齢者の一人暮らし世帯率も 31.8%と市全体の 14.9%を大きく上回っている。

ウ 社会的、経済的発展の方向と概要

北遠地域の経済発展のためには、農林業を振興していくことが必要である。そのために、基盤整備を進めるとともに、農林産物の品質の向上を図り、ブランド化を一層進めていく。

商工業、観光業の振興については、光ファイバ網や三遠南信自動車道の整備が更に進むことで、新たな産業活動が起こることが期待される。また、第一次産業と第二次・第三次産業の連携、いわゆる農林業の 6 次産業化を進めることも重要である。

北遠地域では、社会基盤の整備を進め都市部との格差を是正するとともに、生活を維持・確保する対策が今後も不可欠である。と同時に、北遠地域が有する特徴ある自然、風土、産品等を生かし、都市部とは異なる自立的な発展・活性化を図ることも必要である。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

北遠地域の人口は、昭和35年には48,713人であったが、高度経済成長期において主に都市部への労働力として若者を中心に人口が流出するとともに、地域内におけるダム建設工事の終了、鉱山の閉山などによる労働者の流出、少子化の傾向などの要因もあり、大きく減少した。

その後も都市部への人口流出が続くなど、人口減少傾向に歯止めがかからない状況が続いており、昭和35年に対する平成17年の人口減少率は68.4%で人口は15,398人、平成27年では同対比77.1%の11,137人と激減している。

人口の年齢構成をみると、15 歳から 29 歳までの若年者比率は、昭和 35 年の 19.7%が平成 27 年には 6.5%まで減少する一方、高齢者比率は昭和 35 年の 7.0%が平成 27 年には 52.6%と増加し、国・県の比率を大きく上回る高齢社会を迎えている。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

〈北遠地域〉（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 48,713	人 28,611	% △41.3	人 21,043	% △56.8	人 15,398	% △68.4	人 11,137	% △77.1
0歳～14歳	18,234	6,575	△63.9	3,178	△82.6	1,420	△92.2	601	△96.7
15歳～64歳	27,077	18,060	△33.3	12,872	△52.5	7,380	△72.7	4,679	△82.7
内(a) 15歳～29歳	9,620	4,503	△53.2	2,188	△77.3	1,311	△86.4	729	△92.4
(b) 65歳以上	3,392	3,959	16.7	4,993	47.2	6,598	94.5	5,857	72.7
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 15.8	－	% 10.4	－	% 8.5	－	% 6.5	－
(b)/総数 高齢者比率	% 7.0	% 13.8	－	% 23.7	－	% 42.8	－	% 52.6	－

（注）総数には年齢不詳を含む、増減率は昭和35年比

〈浜松市〉（北遠地域を含む市全体）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 546,996	人 660,700	% 20.8	人 751,509	% 37.4	人 804,032	% 47.0	人 797,980	% 45.9
0歳～14歳	170,523	167,890	△1.5	142,911	△16.1	116,137	△31.9	107,411	△37.0
15歳～64歳	345,280	440,185	27.5	516,798	49.7	524,774	52.0	473,435	37.1
内(a) 15歳～29歳	152,378	160,080	5.1	153,782	0.9	135,672	△11.0	110,306	△27.6
(b) 65歳以上	31,193	52,625	68.7	91,521	193.4	160,086	513.2	208,355	668.0
(a)/総数 若年者比率	% 27.9	% 24.2	－	% 20.5	－	% 16.9	－	% 13.8	－
(b)/総数 高齢者比率	% 5.7	% 8.0	－	% 12.2	－	% 19.9	－	% 26.1	－

（注）総数には年齢不詳を含む、増減率は昭和35年比

表 1－1（２）人口の見通し（浜松市“やらまいか”人口ビジョン）
〈浜松市〉（北遠地域を含む市全体）

推計区分	年齢区分	2015年	2020年	2030年	2040年
将来推計人口	総人口	797,980	787,227	749,919	698,518
	年少人口	108,615	102,269	88,415	79,023
	生産年齢人口	478,736	459,358	424,877	369,195
	老年人口	210,629	225,600	236,628	250,300
将来展望人口	総人口	797,980	786,210	764,574	738,049
	年少人口	107,665	100,611	96,654	101,634
	生産年齢人口	479,514	459,761	431,447	386,646
	老年人口	210,801	225,838	236,473	249,768

推計区分	年齢区分	2050年	2060年	2080年	2100年
将来推計人口	総人口	643,013	580,367	461,016	371,077
	年少人口	71,819	63,812	50,861	40,733
	生産年齢人口	325,251	298,769	237,997	190,919
	老年人口	245,943	217,785	172,158	139,425
将来展望人口	総人口	711,534	680,923	638,571	627,551
	年少人口	103,252	100,356	101,795	101,430
	生産年齢人口	362,932	360,838	349,606	354,939
	老年人口	245,350	219,729	187,169	171,182

（注）総数には年齢不詳を含む、増減率は昭和35年比

イ 産業の推移と動向

北遠地域の就業人口は昭和 35 年には 20,014 人であったが、平成 27 年には 4,793 人と過疎化の進行とともに大きく減少している。

総ての産業の就業人口が大きく減少しているが、特に第一次産業の就業人口は、昭和 35 年に比して 15 分の 1 以下まで減少している。

産業別の就業人口比率をみると、昭和 35 年には第一次産業の比率が 45.9%であったが、平成 27 年には 12.4%まで減少する一方、第二次産業と第三次産業の就業人口比率は、それぞれ増加しており、近年は、第三次産業の就業人口の増加が著しい。

表 1－1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

〈北遠地域〉（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 20,014	人 13,201	% △34.0	人 10,831	% △45.9	人 7,169	% △64.2	人 4,793	% △76.1
第一次産業 就業人口比率	% 45.9	% 28.1	—	% 17.7	—	% 13.7	—	% 12.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.4	% 35.3	—	% 44.6	—	% 37.4	—	% 32.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 27.7	% 36.6	—	% 37.6	—	% 48.9	—	% 55.1	—

（注）総数には分類不能の産業を含む、増減率は昭和35年比

〈浜松市〉（北遠地域を含む市全体）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 275,996	人 339,723	% 23.1	人 402,532	% 45.8	人 423,787	% 53.5	人 401,729	% 45.6
第一次産業 就業人口比率	% 28.5	% 11.7	—	% 6.7	—	% 4.8	—	% 3.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 37.3	% 44.2	—	% 43.5	—	% 37.0	—	% 33.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.1	% 44.0	—	% 49.8	—	% 56.7	—	% 59.9	—

（注）総数には分類不能の産業を含む、増減率は昭和35年比

（3）行財政の状況

ア 行政の状況

北遠地域には、旧町村の区域にそれぞれ協働センターを設置し、身近な行政サービスの提供や区域内の地域振興業務を行っている。また、旧4町村が設置した公共施設についても、効率的な行政経営の観点から統廃合を進めながら、浜松市として引き続き運営している。

また、ごみ処理施設についても、北遠地域を含む天竜区全域分を他施設のごみ処理施設で対応し

ている。合併による行政区域の拡大に対応するため、消防業務にあつては、消防署から遠距離にある地域に出張所を設置し、消防車・救急車を配備している。

今後も、日常生活に直結するインフラの整備、少子化・高齢化に対応した福祉施策や集落機能の維持支援など、多様な行政ニーズに対応するため行政の効率化を進めながら、行政サービスの向上を図っていく必要がある。

イ 財政の状況

北遠地域は、過疎化の進行と経済の低迷を背景として、税収入などの自主財源が著しく落ち込むとともに依存財源である地方交付税の伸びも期待できず非常に厳しい財政運営を余儀なくされてきた。

合併後の本市においても、景気低迷により市税収が伸び悩むなど、財政環境は厳しくなっているが、一方で行政ニーズは増大するとともに多様化している。

今後も、健全な財政運営を維持しつつ、様々な行政ニーズに的確に対応し、均衡ある行政サービスを提供するために、さらなる行財政コストの削減・効率化に努める必要がある。

こうした中、北遠地域の事業推進においては、過疎対策事業債を効果的に活用し、産業振興、生活環境の整備や交通基盤の整備・維持など、地域の持続的発展のための施策を進めていく必要がある。

表 1－2（1）市町村の財政の状況〈浜松市〉（北遠地域を含む市全体）

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	286,068,339	298,972,117	359,322,126
一般財源	168,189,298	179,044,011	203,349,109
国庫支出金	43,425,216	41,642,896	58,938,920
都道府県支出金	14,759,154	15,705,599	19,491,457
地方債	30,522,300	26,922,400	34,406,100
うち過疎債	625,700	444,400	466,000
その他	29,172,371	35,657,211	43,136,540
歳出総額 B	278,014,484	287,446,452	349,574,500
義務的経費	135,906,813	143,475,867	187,390,094
投資的経費	58,379,976	49,667,720	58,427,544
うち普通建設事業	57,971,473	48,257,634	56,699,489
その他	83,727,695	94,302,865	103,756,862
過疎対策事業費	1,379,203	1,103,198	5,324,074
歳入歳出差引額 C（A－B）	8,053,855	11,525,665	9,747,626
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,127,236	3,882,717	3,808,367
実質収支 C－D	5,926,619	7,642,948	5,939,259
財政力指数	0.88	0.89	0.87
公債費負担比率	17.5	17.9	14.9
実質公債費比率	12.2	9.1	5.5
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	87.9	90.3	92.7
将来負担比率	64.5	－	－
地方債現在高	280,865,951	264,156,771	255,172,769

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況 〈北遠地域〉（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	7.7	28.3	43.3	51.9	52.2
舗 装 率 (%)	17.8	56.0	60.8	25.3	25.0
農道延長 (km)	—	—	—	63.5	65.8
耕地 1 ha 当り農道延長 (m)	18.7	31.7	46.1	—	—
林道延長 (km)	—	—	—	465.7	494.7
林野 1 ha 当り林道延長 (m)	3.5	7.0	9.8	—	—
水道普及率 (%)	91.5	95.3	97.2	93.1	97.2
水洗化率 (%)	5.4	19.0	46.7	91.1	86.2
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	3.1	2.8	3.4	4.4	6.2

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況 〈浜松市〉（北遠地域を含む市全体）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	28.6	44.2	53.2	58.8	60.0
舗 装 率 (%)	43.7	71.5	78.5	12.2	12.4
農道延長 (km)	—	—	—	336.9	336.9
耕地 1 ha 当り農道延長 (m)	15.6	25.7	26.9	—	—
林道延長 (km)	—	—	—	679.6	708.0
林野 1 ha 当り林道延長 (m)	5.5	8.8	11.4	—	—
水道普及率 (%)	94.9	95.3	95.8	96.0	96.9
水洗化率 (%)	20.2	39.1	60.3	94.7	97.5
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	7.6	12.8	12.5	12.4	11.3

資料：公共施設状況調、水道統計、道路施設現況調

注：市町村道舗装率…平成 22 年度以降は簡易舗装を除く

（４）地域の持続的発展の基本方針

本地域は、これまで過疎対策により、産業の振興、交通体系の整備、生活環境の整備などに努めてきた。その結果、道路、水道施設、下水道施設をはじめとした生活基盤の整備はかなり進み、都市部との格差是正が一定程度図られたが、その後も若者を中心とした人口流出により、過疎化、高齢化が進行し、全国的に見ても、少子化・高齢化の著しい地域となっている。

また、木材価格、お茶などの農産物価格の低迷により、林業、農業に対する生産意欲が低下し、担い手不足、雇用の場の不足などが課題となっている。農林業の不振は、森林の荒廃や耕作放棄地の増加を引き起こし、森林や農地の公益的な機能が低下することが心配される。

さらに、地理的・地形的条件の特に厳しい一部の地域では、自治会の運営や集落の維持が難しくなり、生活扶助機能が低下している。

人口減少と高齢化は、引き続き進行しているが、一方で、情報通信基盤整備の進展、都市から地方への移住・交流の可能性の拡大など、過疎地域を取り巻く環境も変化しており、適切な対応が必要である。

今後は、これまでの生活基盤整備等のハード施策を引き続き実施し、都市部との整備水準の格差是正を図っていくことも必要であるが、同時に地域の特徴ある自然、風土、産品等を生かし、都市部とは異なる自立的（自律的）な発展・活性化を進めることも重要である。

地域の持続的発展に当たっては、地域住民の主体的な取り組みを引き出し、住民が望むきめ細かな生活対策などのソフト事業を中心として、地域と市が一体となって地域を再生するための施策を行うことにより、深刻化する状況を克服し、住民が誇りを持っていきいきと住み続けられる地域の形成を目指す必要がある。市はそれぞれの地域の主体的な取り組みに、市民協働により協力、支援することにより行政依存から自立した地域となるよう事業を推進する。

さらに、都市部と過疎地域を併せ持つ自治体として、地域の果たすべき役割や課題を全市民共通の理解とするため、都市部と過疎地域との連携や交流を促進し、共生共助でつくる豊かな地域社会を目指す。

本計画は「静岡県過疎地域持続的発展方針」との整合性を保ちながら、「浜松市総合計画」を上位計画として、さらには「浜松市中山間地域振興計画」を補完するものである。真に豊かで魅力あるまちづくりと活力ある生き生きとした市民生活を実現していくため、本計画の基本的指針を次のとおり設定する。

ア ひとつの浜松で築く地域の未来

この基本的指針に基づいて目指す本地域の姿を、「地域の市民がふるさとに愛着と誇りを持ち、

今後もいきいきと活躍できる地域」及び「全ての市民が浜松の宝であると思う魅力的な地域」とする。具体的には、地域の市民が「この地域に生まれ、育ち、住んでよかった」「これからも地域を守り育てよう」と実感できる地域とともに、都市部の市民を含めて「ひとつの浜松による一体感のあるまちづくり」を目指し、都市部の市民との相互理解と、交流・居住の拡大による地域の自立活性化を推進する。

本市の広大な市域の5割を占める過疎地域は、豊かな自然環境と良好な水源の涵養機能を持ち、都市部や下流域の自然災害の防止などの役割を果たすとともに、多様なライフスタイルや癒しと安らぎの場を求める都市住民のニーズに応えるものであり、緑豊かな山並みと清流などの自然資源、史跡、山里や棚田の風景等の文化資源、独自の文化や歴史、生活様式等は、都市部とは異なる価値観を有し、人と人とのつながりを残し、共同体・共同社会を体現する場である。

過疎地域が健全に維持されることは、過疎地域の生活だけでなく、都市部を含めた市全体の安心・安全な生活に役立つこととなるため、ソフト・ハードの両面から生活に必要な機能の維持などの対策を実施する。

あわせて、過疎地域が有する魅力や果たしている役割、意義が都市部にも認識されるように努めていく。

イ 人の流れをつくる（市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進）

交流の促進によって、本地域と都市部の市民同士の協働による課題解決の動きを生み、同時に市民の主体的な取り組みを活性化していく。具体的には、交流情報の整理やマッチング体制の強化等により、本地域と都市部のあらゆる年代、あらゆる個人・企業・団体などが交流する機会を広げることで、市民同士の主体的交流が、協働へ発展する流れをつくる。また、地域に豊富に存在する地域資源や人的資源を交流に結びつけるよう、様々な情報技術やメディアを使い、都市部市民や企業などの協力を得て、広く市民に伝えていく。

ウ 地域を元気にする（持続可能な地域運営の仕組みをつくる）

過疎化・高齢化により地域活動の担い手が減り、集落に活気がなくなったり、単一の集落だけでは地域活動を続けていくことが難しくなったりしている。

このため、集落機能を低下させない、あるいは補完するための対策が必要である。そこで、家族による支援を基本としつつも、現在の互いに助け合う近隣関係を保ちながら、他の地域や都市部との交流、若者の定住促進などを進め、地域の担い手となる人材を受け入れていくなど、地域を運営していくための、新しい仕組みを作っていく。

エ 産業の力で地域を潤す（地域資源の活用により産業を活性化）

地場産業を活性化させるためには、農林水産物、商品やサービスといった地域資源の強みを見極め、産業の高付加価値化を図っていくことが必要である。農業では、付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品種生産の検討、林業では、森林施業の効率化等による低コスト化、FSC®認証制度（森林認証制度）による高付加価値化など、「育てる林業」から「売る林業」への転換を図っていく。また、地域課題を持続可能なビジネスの手法により解決しようとするコミュニティビジネスの創出を支援し、地域の生活環境の改善と雇用の場の確保を、同時に目指す。さらに、中核商店街を活性化させ、地域住民だけではなく、来訪者にとっても魅力的な商店街とし、にぎわいを取り戻すことが望まれる。

オ 地域をプロモーションする（地域の魅力を生かして賑わいを再生）

地域には、緑豊かな山並みや清流などの自然資源、史跡、山里や棚田の風景などの文化資源、林業、農業を中心とした経済資源、川釣り、ボート、カヌーやキャンプなどのアウトドアスポーツといった観光資源がある。そのほか、農村歌舞伎や貴重な民俗芸能、祭りや四季折々のイベントなど、魅力が豊富である。

魅力的な資源を有効に活用するためのテーマ（自然、歴史、文化、健康、祭りなど）を有機的に結びつけ、この地域にしかない魅力を、市内都市部をはじめ全国に売り込み、活性化に結びつけるよう、戦略的プロモーションに取り組む。

カ 暮らしを守る（暮らし続けられる生活環境を確保）

生活を守るために、引き続き生活基盤を整備していく。本地域は、人口が少なく、山間部の谷あい集落が点在しているため、路線バスなどの公共交通の運行が難しい地域がある。それに加えて、高齢化で自家用車を運転できない交通弱者が増えており、こうした人たちが、買い物や通院などに困ることがない仕組みが望まれている。あわせて、一般国道、生活道路についても早期の改良が望まれている。

また、飲料水の確保に苦勞している地区、小売店の廃業により日用品の調達が容易でない地区、携帯電話が使用できない地区などがあるため、このような日常生活上の不便さを改善することが必要である。

さらに、高齢者や子育て世代が地域で安心して暮らすための保健、医療、福祉を確保していく。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のとおりとする。

- ・過疎地域の社会動態の社会減を抑制する

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

目標の達成状況については、毎年度決算に併せて市議会へ報告する。

（７）計画期間

本過疎地域持続的発展計画で定める計画期間は、令和３年度から令和８年度までの６か年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等総合管理計画では「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、デジタルの力を最大限に活かして、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することを基本的な考え方としている。本計画に登載されているタテモノ資産・インフラ資産に対する事業もこの考え方を踏まえたものとなっている。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

都市部との交流は、地域の活性化、担い手づくりにとって重要な要素となるが、きっかけが少なく、一過性でもあるため、いわゆる顔の見える交流までは進んでいない。また、受け入れ態勢や情報の不備などが要因となって、定住も進んでいない状況である。

一方、都市部の住民が得ることのできない集落の良質な生活空間への憧れや森林や清流などの豊かな自然環境を求める人の動きは年々増加傾向にあり、定住人口及び都市と山村の交流人口の増加が地域の自立促進に欠かせない重要課題となっている。

こうした機会を捉え、交流や定住のためのきめ細かな情報提供や地域の受け入れ体制の整備をする必要がある。

②地域間交流

人口の流出と高齢化の急激な進行、基幹産業の低迷などにより、地域社会全体の活力が低下してきている本地域にとって、外部からもたらされるさまざまな交流等は、地域の活性化のために極めて重要なものとなっている。交通網の整備や情報化の進展にともなう人々の活動範囲の広域化と地域間の連携活動などから生じてきた交流活動は、行政だけでなく、住民や民間団体を含めて活発化している。

こうした活動は、地域間の友好関係を築くばかりか、特産品の販売促進、郷土芸能や伝統文化の保存継承活動、人材育成等の効果による地域活性化が期待されるとともに、交流の促進によって、地域の恵みの素晴らしさを都市住民が映し出すことで、地域の誇りを再発見することにも繋がる。この交流活動と地域づくりの推進の拡大に向けて、具体的に取り組んでいくことが課題となっている。

(2) その対策

①移住・定住

全国では、都会から住民が移住することで、新たな交流が生まれ、集落に活気が出ている例が少なくない。そこで、県や地域団体と連携し、本地域へのU I Jターンを希望する都市住民に対して、地域の情報を提供し、地域に来て、見て、触れてもらうよう田舎を体験する事業を推進していく。

さらに、地域の住民やN P Oが主体となった受け入れ体制の整備を支援することにより、多くの都市住民に地域を訪れる機会を提供し、地域内への定住を促進する。

②地域間交流

交流情報の整理やマッチング体制の強化などにより、過疎地域と都市部のあらゆる年代、個人、企業及び団体などが交流する機会を作ること、市民同士の主体的な交流が、協働へ発展する流れを作る。地域の豊富な地域資源や人的資源を交流に結び付け、様々な情報技術やメディアを使用し、広く市民に伝える。

一方、地域間交流の拠点となる交流施設は、安全かつ快適な場であることが必須であり、既存施設の改善、耐震補強などの実施や、廃止となった遊休施設などを活用する。

これらにより、過疎地域と都市部の市民同士の協働による課題解決の動きを生み出す。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
		移住・定住		
		浜松市移住コーディネーター	市	
		Welcome 集落事業	市	
	地域間交流	田舎暮らしお試し住宅事業	市	
		移住促進空き家活用事業	市	
		子ども中山間地域交流事業	市	
		中山間地域交流デラックス事業	市	
		中山間地域ラジオ発信事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本地域は、中山間地域に点在する傾斜地の農地で栽培されるお茶が主要な農産物であり、そのほか小規模ではあるが、チンゲンサイ、しきみ、自然薯^{じねんじょ}等が生産されている。全体に小規模経営であり、複合経営を余儀なくされている。

近年、お茶は「遠州・山のお茶」としてブランド化が図られており、碾茶^{てんちゃ}や有機茶の栽培による取り組みも行われている。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、生産量の低下や、遊休農地の増加を招き、後継者や担い手の確保・育成は大きな課題となっている。さらに近年、野生鳥獣による被害が拡大し、農業従事者の耕作意欲を削ぐことにもなり、大きな問題となっている。

②林業

本地域の森林面積は、総面積の約 93.6%を占めており、古くから地域の基幹産業として発展してきた。近年、外材と国産材の価格が均衡してきたことに伴い、国産材を見直す機運が高まってきているが、国内市況は依然厳しく、木材価格の低迷は続いている。

これまで林業の振興を図るべく基盤整備を進めてきたが、不在地主の割合が高いことや林業従事者の減少・高齢化により森林の荒廃が進むなど、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

③商業

本地域の商店は、ほとんどが零細な個人経営であり、従業者の高齢化が進んでいる。

また、人口減少や生活圏域の拡大、生活様式の多様化などにより地元購買力が低下していることから、経営者の経営意欲の減退や、後継者問題など、大変厳しい経営環境に置かれ、閉店する商店が増加し、商店街としての存在も危ぶまれている。

④工業

企業の誘致対策については、昭和 40 年代から、過疎対策事業の一環として積極的に企業誘致を推進した結果、地域における就業の場の確保と地域経済の振興に大きく貢献してきた。

しかし、平成の初めの全国的なバブル経済の崩壊を背景に、景気が低迷する中で、中小零細企業の受注減や経営状況の悪化などに伴い企業の撤退が続き、厳しい状況が続いている。

⑤観光又はレクリエーション

本地域は、豊富な自然景観、民俗芸能、史跡などの魅力的な地域資源を数多く有していることから、このような豊かな地域資源を誘客に結び付け、地域を活性化することが重要である。

また、本地域では、道の駅やNPO法人等が実施する交流事業などを数多く展開しており、このようなイベントや観光案内などの幅広い情報発信が必要となっている。

(2) その対策

①農業

茶業については、各種事業の活用により、乗用型摘採機の導入、荒茶加工施設、防霜施設等の整備が図られ、生産コストが低減され、収量の増加や良質茶の生産にも効果が現れてきており、今後、茶園の基盤整備を進めていく。

遊休農地については、農地中間管理事業等を活用し、担い手への利用集積や再生活動を推進するとともに、農業体験やグリーン・ツーリズム等による都市との交流事業の推進や、法人化への誘導、先進的農業者や経営体の育成により、利活用を進めていく。

また、加工品の開発や新規販路の開拓を支援することで、6次産業化・ブランド化を推進し販売力の強化を図るとともに、小区画、傾斜地、鳥獣害といった課題を克服するスマート農業の普及についても研究していく。

②林業

林業については、災害予防等を目的とした森林整備への支援のほか、FSC 森林認証制度に基づく持続可能な森林経営管理、天竜材の利用・販路拡大、人材育成や担い手確保に取り組んでいく。

③商業

商業の振興には、商店会、商工会組織を核として、経営者自らが時代に対応できる経営意識の向上に努めるとともに、地域が有する魅力の発信や、自主イベント等の開催により魅力ある商店街づくりを図り、地域外に流出している購買力の回復、都市部からの交流促進に努めていく。

④工業

工業については、厳しい経済状況の中で、既存企業の経営安定と労働力の確保に向けて、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構や地元商工会による経営相談、さらには、制度融資の活用促進等により、きめ細かな支援を行っていく。

また、社会全体にデジタル化が進む中であって、情報技術関連企業など山間地であっても成り立つ業種も考えられることから、光ファイバ網の整備や三遠南信自動車道の早期開通及びアクセス幹線道路網の改良整備の推進にあわせて企業の誘致活動を展開していく。

⑤観光又はレクリエーション

観光については、自然志向や健康志向の高まりを背景に、恵まれた自然環境などを観光資源として、環境保全にも留意しながら有効活用していくため、従来の見て楽しむ観光に加えて、体験ツア

ーやアウトドア・ツーリズムの推進等、体験する観光への移行を図り、地域の活性化につなげていく。

(3) 事業計画（令和３年度～令和８年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	林業	林業専用道石切線（開設）	市	
		林業専用道倉山泉線（開設）	市	
		林業専用道静修大平線（開設）	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	山住公衆便所建設・小畑公衆便所増築事業	市	
	(10) 過疎地域 持続的発展特別事業			
	第１次産業	山間地域農業生産活動助成事業	個人	
	観光	観光振興助成事業	民間団体等	
	その他	新たな仕事づくり研究事業	市	
		中山間地域コミュニティビジネス起業資金貸付事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

(4) 産業振興促進事項

産業の振興にあたっては、本市都市部をはじめ、周辺市町村との連携に努める。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
春野地域、佐久間地域、 水窪地域、龍山地域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和９年３月３１日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）事業計画のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①電気通信施設

生活のなかで地域情報や防災情報などを得る手段として、テレビ・ラジオが挙げられる。地域内には、地理的条件によるテレビ難視地区が点在していたが、国等が策定した「地上デジタル放送難視対策計画」に基づき、計画最終年度の平成 26 年度に市全域の地デジ難視対策を完了した。

ラジオについては、民間中波ラジオ放送事業者による中継局設置が困難とされ、平成 9 年度に北遠地区広域市町村圏事務組合（旧天竜市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町）により整備し、合併を経て当市が引き継いだ。各中継局の機器は老朽化がすすみ、安定的な電波送信に支障をきたしてきている。

②情報化

光ファイバ網については、電気通信事業者による整備が始まり、令和 4 年度からの光通信サービス提供が予定されている。なお、当地域内の移動体による通信サービスについては、携帯電話の普及とともに基地局の整備が進み、通話可能なエリアが広がった。更には、スマートフォンの利用者の増大、通信機器の高速化に伴い、ICT(情報通信技術)の恩恵を享受できる地域が広がりつつある一方で、地理的な制約から未だに通話も不可能な携帯電話のサービスエリア外地域が残っている。

過疎地域における ICT の利活用は、地理的条件不利性を克服し、様々な分野での地域間格差を解消する上で有効な手段でもある。しかし、当地域においては、携帯電話のサービスエリア外地域など、情報格差の是正が大きな課題となっている。

(2) その対策

①電気通信施設

中波ラジオ放送は、地域内の住民にとって、平常時・緊急時における情報を得る手段の一つとして重要なものであり、安定的な電波送信を継続していくために、適切な維持管理を行っていく。

②情報化

光通信サービスが市全域で提供されるよう、サービス提供範囲の拡大を電気通信事業者へ求めるとともに、携帯電話事業者へも市全域が通話可能となるよう引き続き働きかけていく。

さらに、民間主導による光ファイバ網の整備促進及び整備促進に連動して携帯電話基地局の整備がすすむよう、事業者を支援する制度の拡充などを国等に要望していく。

(3) 事業計画（令和３年度～令和８年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	光ファイバ未整備地域解消事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	民放中波ラジオ中継局及び放送局の維持管理事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①高規格幹線道路

三遠南信自動車道は、国土交通省が長野県飯田市の（仮称）小嵐 IC から静岡県境を跨ぎ、水窪地域の（仮称）水窪北 IC 間の青崩峠道路(5.9km)、（仮称）水窪 IC から佐久間地域の佐久間川合 IC 間の水窪佐久間道路(14.4km)、東栄町の東栄 IC から新城市の鳳来峡 IC 間の三遠道路（7.1 km）の整備を進めている。

佐久間道路の佐久間川合 IC から東栄 IC の区間は、平成 31 年 3 月に供用が開始され、青崩峠道路や三遠道路についてもトンネル工事や橋梁工事等が進められている。また、平成 31 年度には水窪佐久間道路が新規事業化された。

三遠南信自動車道は、広域交流や物流の活性化において重要な役割を果たすほか、災害時には“命の道”として、信頼性の高いネットワークを構築する三遠南信地域に不可欠な社会基盤である。これらのストック効果を早期に発現できるよう、中央自動車道、新東名高速道路と連結する本道路の整備は重要であるため、より一層の事業推進と早期完成が待たれている。

②国道・県道

国・県道は、緊急輸送路等の幹線道路であるとともに、コミュニティの形成といった役割を持つ生活に密着した道路である。

前出の三遠南信自動車道の現道改良区間に位置付けられた国道 152 号の外、三遠南信自動車道の各 IC へのアクセスルートとなる国道 152 号、473 号、主要地方道飯田富山佐久間線等については、

本線整備と同調した整備が求められている。これらの路線は、大型車のすれ違いが困難な箇所や視距の確保が困難な線形の箇所が多く、異常気象における通行規制区間に指定されており、安全安心な道路整備が懸案となっている。

地域内交通では、過疎地域（山間地）における国県道の幹線ネットワークが脆弱であり、幅員が狭く、すれ違いが困難な箇所も多く、大規模な落石や斜面崩壊が発生した場合、迂回路が乏しいことから長距離迂回を余儀なくされ、地域生活や経済活動等に大きな影響が出る。加えて、橋梁や舗装等、膨大な道路施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

③市道

市道は、国・県道と集落を結び日常生活に不可欠であり、山間部の傾斜地に開設された道路である。現状は、通行時の落石や斜面崩壊による孤立への懸念が大きく、また、幅員が狭く、屈曲による視距不良箇所が極めて多いため、道路利用者の安全確保が必要であり、いずれも地域からの改善要望が多い。

④農道・林道

農林道は、本地域の産業生産基盤として重要な施設であり、本地域の過疎対策事業の重点事項として積極的な整備を進めているが、急峻な斜面に道路を整備するには多大な経費がかかるため、開通までに長年の期間を要するという悩みを抱えている。

また、農林道は重点的に整備されてきているが、急傾斜山間地という環境にあつて、維持管理を怠ると、重大な災害をもたらすことになり、常に補修や改良等が必要な状況にある。この経費も甚大となっている。

一方、北遠地域の稜線を直結するスーパー林道天竜線は、国道、県道、市道と接続して本地域の道路ネットワーク網の一角として大きな役割を果たしているが、さらに、森林等の観光資源の有効活用を含めた対応が必要である。

⑤交通確保

地域内の主な公共交通機関は、鉄道、民間交通事業者による路線バスに加え、市が運行する地域バスがあり、急峻で平地の少ない本地域内では、自動車を利用できない交通弱者等（児童・生徒、高齢者等）が通学、通院等で地域内外へ移動するための重要な役割を担っている。

民間交通事業者の路線バスは、基幹となる路線の運行にとどまり、運行回数が極めて少ないという問題を抱えていることから、各地域内では、補完的に地域バスなどを運行している。しかし、利用者の減少という問題を抱えており、「利用者の需要」と「バスの運行の供給」をどのように整合させるかが課題である。

(2) その対策

①高規格幹線道路

三遠南信自動車道は、三遠南信地域の地域連携の南北の基軸である。整備中区間の早期開通を国土交通省、財務省等の関係機関に対し、積極的に働きかけていく。

②国道・県道

三遠南信自動車道の現道改良区間については、高規格幹線道路を繋ぐ路線として異常気象時通行規制区間の解除と共に、隣接区間と同調した道路整備を行う。

また、三遠南信自動車道のインターチェンジにアクセスする路線についても、本線の開通と同調し、その効果が最大限に発揮できるよう、狭小区間の拡幅、道路防災対策（災害防除）等の整備を実施する。

国・県道の全般については、地域生活を支え、市民の安全・安心を確保するための道路防災対策（災害防除）や既設道路路面の点検・修繕を計画的に実施すると共に、発災時の迂回路となる道路等の整備を実施する。また、橋梁や舗装等、各道路施設の「長寿命化計画」に基づき計画的かつ着実な修繕を実施する。

③市道

国・県道と同様の施策を実施すると共に、市道で多く寄せられる地域要望については、「公共事業優先順位基準」による緊急性や必要性等の客観的な評価に基づき維持・修繕や道路防災対策（災害防除）、道路整備を着実に実施する。

④農道・林道

農道は、農業生産基盤の整備を図る上で重要な施設であるとともに、自動車道路が未開設となっている小集落に対する生活環境条件や定住環境条件の向上を図る生活道路として位置づけ、開設等を計画的に推進していく。

林道・林業専用道は、地域の基幹産業を発展させるために重要な施設であり、国・県の補助事業を積極的に活用し計画的に整備を進めるとともに、森林作業道等についても必要に応じて整備していく。また、林道の適切な維持・管理によりインフラ施設の長寿命化を図っていく。

⑤交通確保

地域内の交通弱者等の生活の足を確保するため、民間交通事業者による路線バス、市が運行する

地域バス等を地域住民のニーズに合わせ、より効率的な運行が出来るよう再編し、利用しやすく持続可能な交通体系を確立する。あわせて、利用者の現状の需要から将来の需要を予測し、これに整合するバス路線のルート及び本数を設定する等の運行改善に取り組む。

また、行政と住民とが一体となって、グリーン・ツーリズム等の地域づくり施策と連動させて本地域と都市部との交流を促進し、地域外からの利用者に安価かつ安全で使い勝手の良い交通手段を提供し、民間交通事業者の路線バス等の利用者の利便の向上を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の確保	(1) 県道・市道			
	道路	主要地方道袋井春野線（舗装・改良）	市	
		一般県道水窪森線（豊岡）（舗装・改良）	市	
		一般県道水窪森線（牧野花島） （舗装・改良）	市	
		一般県道春野下泉停車場線（舗装・改良）	市	
		一般県道鮎釣東雲名春野線（舗装・改良）	市	
		一般県道水窪羽ヶ庄佐久間線 （ヤジマ南）（舗装・改良）	市	
		一般県道水窪羽ヶ庄佐久間線（下平） （舗装・改良）	市	
		一般県道白倉西川線（舗装・改良）	市	
		市道春野久保田豊岡線（舗装・改良）	市	
		市道春野胡桃平線（舗装・改良）	市	
		市道春野サルゴダ大時線（舗装・改良）	市	
		市道春野久原高杉線（舗装・改良）	市	
		市道春野門島高杉線（舗装・改良）	市	
		市道佐久間吉沢西川線（舗装・改良）	市	
		市道佐久間浦川半場線（舗装・改良）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道龍山峰之沢線（舗装・改良）	市	
		市道龍山瀬尻線（舗装・改良）	市	
		市道龍山高誉線（舗装・改良）	市	
		市道龍山西川秋葉線（舗装・改良）	市	
		市道龍山下平山線（舗装・改良）	市	
	その他	一般県道水窪森線（平城）（災害防除）	市	
		一般県道水窪森線（山住）（災害防除）	市	
		市道春野犬居秋葉橋線（災害防除）	市	
		市道春野犬居久保田線（災害防除）	市	
		市道春野新宮線（災害防除）	市	
		市道春野平城石切線（災害防除）	市	
		市道春野石切線（災害防除）	市	
		市道佐久間上平山線（災害防除）	市	
		市道佐久間福沢線（災害防除）	市	
		市道佐久間相月和泉線（災害防除）	市	
		主要地方道天竜東栄線（災害防除）	市	
		主要地方道飯田富山佐久間線（災害防除）	市	
		市道水窪向島上村線（災害防除）	市	
		市道水窪桂戸線（災害防除）	市	
		市道水窪桂山線（災害防除）	市	
		市道水窪上鶯巣線（災害防除）	市	
		市道水窪白倉川線（災害防除）	市	
		一般県道大輪天竜線（災害防除）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 農 道	農道小田敷線（改良）	市	
		農道熊切南部線（改良）	市	
		農道敷原五和線（改良）	市	
		農道和泉線（改良）	市	
		農道川向線（舗装）	市	
		農道熊切南部線地すべり観測業務	市	
	(3) 林 道	林道天竜線（改良）（春野工区）	市	
		林道春埜山線（改良）	市	
		林道久保田線（改良）	市	
		林道岩嶽線（改良）	市	
		林道春野中央線（改良）	市	
		林道川上線（改良）	市	
		林道大久保線（改良）	市	
		林道樽山線（改良・舗装）	市	
		林道金川杉峰線（改良）	市	
		林道石切向線（改良）	市	
		林道太田線（改良）	市	
		林道大時峯線（改良）	市	
		林道花島線（改良・舗装）	市	
		林道不動川線（改良）	市	
		林道越木平線（改良）	市	
		林道阿字山線（改良）	市	
		林道宮ノ沢線（改良・舗装）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林道山木線（改良・舗装）	市	
		林道筏戸日向線（改良）	市	
		林道長蔵寺線（改良）	市	
		林道黒石線（改良）	市	
		林道中山長沢線（改良）	市	
		林道植田線（改良）	市	
		林道菊山線（改良・舗装）	市	
		林道田河内向線（改良・舗装）	市	
		林道滝沢線（改良）	市	
		林道大尾大日山線（改良）	市	
		県営林道整備促進支援事業負担金 （大尾大日山線）	市	
		林道佐久間線（改良）	市	
		林道出馬線（改良）	市	
		林道西渡線（改良）	市	
		林道向皆外線（改良）	市	
		林道仙戸線（改良）	市	
		林道半場線（改良）	市	
		林道天竜線（改良）（佐久間工区）	市	
		林道福沢線（改良）	市	
		林道梅の平線（改良）	市	
		林道池の平矢岳線（改良・舗装） （佐久間工区）	市	
		林道中根線（改良）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林道地八吉沢線（改良・舗装）	市	
		林道地八線（改良・舗装）	市	
		林道川上線（改良）	市	
		林道相月線（改良）	市	
		林道樫山線（改良）	市	
		林道天竜名古屋尾1線（改良・舗装）	市	
		林道天竜名古屋尾2線（改良）	市	
		県営林道整備促進支援事業負担金 (池の平矢岳線)（佐久間工区）	市	
		県営林道整備促進支援事業負担金 (地八吉沢線)	市	
		林道天竜川線（改良）	市	
		林道大寄線（改良）	市	
		林道大野中根山線（改良）	市	
		林道新細線（改良）	市	
		林道上村団地線（改良・舗装）	市	
		林道大沢線（改良）	市	
		林道西山線（改良）	市	
		林道奈良代線（改良・舗装）	市	
		林道天竜線（改良）（水窪工区）	市	
		林道青崩線（改良）	市	
		林道有沢針間野線（改良）	市	
		林道立山線（改良）	市	
		林道白倉山線（改良）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林道高森山線（改良）	市	
		林道上鶯巣線（改良）	市	
		林道野鳥の森線（改良）	市	
		林道池の平矢岳線（改良・舗装） （水窪工区）	市	
		林道堀切線（改良）	市	
		林道戸中山線（改良）	市	
		県営林道整備促進支援事業負担金 （池の平矢岳線）（水窪工区）	市	
		林道戸倉線（改良）	市	
		林道大庭線（改良）	市	
		林道瀬尻線（改良）	市	
		林道夏秋線（改良）	市	
		林道尾曲線（改良・舗装）	市	
		林道樽ノ口線（改良）	市	
		林道寺尾線（改良）	市	
		林道西下里線（改良）	市	
		林道上千代線（改良）	市	
		林道三舞坂線（改良）	市	
		林道ハシゴ坂線（改良）	市	
		林道天竜線（改良）（龍山工区）	市	
		林道小松野線（改良）	市	
		林道西ヶ池線（改良）	市	
		林道赤石線（改良）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林道下平山線（改良）	市	
		林道スミヤキ平線（改良）	市	
		林道瀬戸川線（改良）	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	共助型地域交通等推進モデル事業	市	
		地域間幹線路線維持事業（秋葉バス）	交通事業者	
		地域間幹線路線維持事業（秋葉線）	交通事業者	
		地域バス路線維持事業（秋葉線）	交通事業者	
		特定地域バス路線維持事業（春野地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（佐久間地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（水窪地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（龍山地域）	市	
		交通空白地有償運送支援事業（春野地域）	交通事業者	
		交通空白地有償運送支援事業（佐久間地域）	交通事業者	
		地域間幹線路線維持事業（佐久間地域）	市	
		地域間幹線路線維持事業（水窪地域）	市	
		地域間幹線路線維持事業（龍山地域）	市	
	その他	農道郷島線地すべり観測事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

集落が点在している市域の北部には、水道施設の他、飲料水供給施設や小規模水道施設がある。

水道事業は、老朽施設の更新、耐震化の推進を行っていく必要がある。また、飲料水供給施設等については、施設整備や老朽化する施設の更新対策のほか、維持管理体制の脆弱化などに対し、引き続き支援を行っていく必要がある。

②下水道施設

本地域の下水道施設整備は、地理的条件などにより一部地域を除いてほぼ計画区域の整備が完了している。

この施設整備の目的は、工場・事業所や一般家庭からの排水処理を適切に行い、公共用水域の水質保全を図り快適な生活環境を確保することであるが、本地域では高齢者のみの世帯が多いため、下水道への接続が進んでいないのが現状である。また、下水処理施設によっては施設の老朽化等が進んでいるため、下水処理施設の耐震診断や長寿命化計画による計画的な改築の推進が必要である。

③廃棄物対策

廃棄物の処理については、効率的施設運用の観点から天竜区内の全廃棄物処理・処分施設を休止又は廃止した。現在、天竜区内のごみ・資源物の収集は、天竜環境事業所が行い他地域の施設へ搬入している。

「容器包装プラスチック」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」は、民間業者に中間処理を委託し、「容器包装プラスチック」、「びん」、「ペットボトル」は容器包装リサイクル協会に処理を委託し、「缶」は民間の再資源化業者に売却している。

今後、令和6年供用開始を目指し天竜区青谷に新清掃工場の建設を進め、供用開始後には天竜区、北区、浜北区、東区、中区の一部のごみ・資源物を処理する予定である。

④消防・防災

本地域の消防体制は、春野出張所、佐久間出張所、水窪出張所が業務を行っており、常備化は完了している状況にある。これらの出張所は救急救命士を配置した救急体制を整備しているが、広域な中山間地であり、高低差の激しい地形とあいまって、林野火災、土砂災害等による救出救助、山岳救助等への対応には、地域の消防団、自主防災組織等の協力が必要不可欠な状況である。

しかし、地域の消防力の核となる消防団は、地域外で就労する若者が多いため若年層が少なく、

団員の確保は依然として困難な状況である。

⑤住宅

本地域の市営住宅の約 6 割が昭和時代に建設されており、こうした住宅は高経年化に伴い、今後さらに建物の老朽化が進行していく。

また、若い世代が良好な住環境を求め転出する傾向が増大するなど、人口減少や少子化・高齢化が進み、地域活力の低下が顕著である。

（２）その対策

①水道施設

水道施設や飲料水供給施設等については、老朽化した水道管や浄水設備、消毒設備などの更新を進めるほか、管理運営する水道組合等に対して、生活用水の確保及び水質管理体制等に対する支援事業を推進する。

②下水道施設

浜松市下水道ビジョンに基づき、民間活力を活用した処理場、ポンプ場の民間委託化の推進、合併処理浄化槽など他の污水处理施設との役割分担を明確にした総合的な污水处理の推進を図る。

また、戸別訪問、啓発チラシの配布などの接続勧奨の取り組みを強化し、下水道接続率の向上を図る。

下水処理施設の更新については、耐震診断や長寿命化計画に基づき、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を踏まえた計画的な改築の推進を図る。

③廃棄物対策

ごみの出し方や収集回数は、全市で統一した収集体制としたが、一部地域では収集効率を考慮した収集方法等を再検討する。

④消防・防災

地域住民の生命と財産を守るため、消防・防災体制、救急医療体制の充実強化に努めていく。消防体制は、消防団員の入団促進のため、平成 19 年度から導入した災害時のみ団活動を行う機能別消防団員制度をさらに推進し、この地域における消防力の確保を目指していく。また、平成 22 年度から運用開始した消防ヘリコプターについて、本地域の火災、救助等の現場活動又は現場支援を行うほか、重篤な傷病者の迅速な救急搬送などに幅広く、その機動性を生かし活用する。

救急医療機関との連携については、本地域のメディカルコントロールの核である第 2 次救急医療

機関に指定されている佐久間病院等との連携をより強化し、医師の指示や助言により適正な救命処置を実施し迅速な救急搬送に努めていく。

⑤住宅

市営住宅は、住宅に困窮する市民へ住宅を供給し、居住の安定を確保するための重要な役割を担っている。このため社会経済情勢の変化に対応し、適切な需要と供給のバランス確保に努め、住まいのセーフティネット機能の維持を図る。

また、都市部から地方への移住などによる過疎地の定住人口の確保に向け、利用可能な民間空き家などの活用を検討する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	老朽管更新工事（春野）	市	
		老朽管更新工事（佐久間）	市	
		老朽管更新工事（水窪）	市	
	その他	瀬居飲料水供給施設整備事業	市	
		静修飲料水供給施設整備事業	市	
		長蔵寺北楠子飲料水供給施設整備事業	市	
		岩井戸飲料水供給施設整備事業	市	
		仙戸飲料水供給施設整備事業	市	
		筏戸飲料水供給施設整備事業	市	
		尾曲飲料水供給施設整備事業	市	
		高杉飲料水供給施設整備事業	市	
		平城飲料水供給施設整備事業	市	
		中羽根飲料水供給施設整備事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	マンホールポンプ改築（佐久間処理区）	市	
		マンホールポンプ改築（気田処理区）	市	
		マンホールポンプ改築（城西処理区・水窪）	市	
		マンホールポンプ改築（城西処理区・佐久間）	市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	新清掃工場及び新破碎処理センター整備事業	市	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車購入事業（春野地域）	市	
		消防ポンプ自動車購入事業（CD-Ⅰ型） （団車両）（春野地域）	市	
		消防ポンプ自動車購入事業（CD-Ⅰ型） （佐久間地域）	市	
		高規格救急自動車購入事業（佐久間地域）	市	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業 （団車両）（佐久間地域）	市	
		消防ポンプ自動車購入事業（CD-Ⅰ型） （団車両）（佐久間地域）	市	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業 （水窪地域）	市	
		高規格救急自動車購入事業（水窪地域）	市	
		消防ポンプ自動車購入事業（CD-Ⅰ型） （団車両）（水窪地域）	市	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業 （団車両）（水窪地域）	市	
		耐震性貯水槽設置事業（佐久間地域）	市	
		耐震性貯水槽設置事業（春野地域）	市	
		耐震性貯水槽設置事業（水窪地域）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		耐震性貯水槽設置事業（龍山地域）	市	
	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	生活	生活支援事業（乗用モノレール助成）	市	
		飲料水供給施設管理助成事業	市	
		生活用水応援事業	市	
	環境	浄化槽設置事業費補助金	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者

本地域は、若者の都市への流出や少子化・高齢化の進行により高齢化率が本市全体や県の平均を大きく上回っている。

こうした中で、元気な高齢者に対しては、住み慣れた地域で健康で生きがいをもって暮らしていけるように、自立生活の支援、生きがい対策を実施するとともに、健康づくりを推進し、閉じこもり予防を行っているが、今後も高齢化の進行の中で、心身機能の低下から介護を必要とする高齢者の増加が予測されることから、より一層の介護予防施策の充実が必要である。

一方、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度の下、利用者の利便性等の観点から、サービス事業者が参入しやすい環境づくりが必要である。

②児童・その他

児童の保健福祉については、出生率の低迷により少子化が続くことが予想されることから、子どもを生み育てやすい環境づくりを進める必要がある。そのために、妊娠・出産の安全・安心と子どもの健やかな育ちを守るための母子保健事業や子育てグループへの支援などの子育て支援事業に取り組んでいるが、今後も次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを総合的に推進していく必要がある。

また、障害者福祉については、社会全体が障がいに対する理解を含め、様々な場面においてお互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人が安心して自立した生活を送ることができる地域づくりが必要である。

地域福祉の推進については、地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア団体などが行政との連携によって展開されているが、今後は、各組織の基盤と機能の充実に加え、住民主体の地域福祉活動を推進していくことが必要である。

（２）その対策

①高齢者

高齢者への保健福祉対策は、日常生活において、健康でいきいきとした生活を送ることができるような環境づくりを進める。特に元気な高齢者に対しては、積極的な社会参加への啓発や健康づくりの取り組みなどを支援し、健康寿命の延伸を図る。

また、各種検診等受診後の指導体制の充実を図り、健康の保持・増進、閉じこもりの予防に努めていく。

一方、介護を必要とする高齢者に対しては、必要な介護保険サービスが提供できるように、介護保険事業者が参入しやすいよう支援する。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加することから、高齢者の見守り・支援体制の拡充を図るとともに、高齢期の最大の不安要因である認知症に対し、日常生活の支援サービスが包括的に提供できる体制づくりを進める。

②児童・その他

児童の保健福祉については、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを目標に、子育てグループなどの運営充実を図るなど、積極的に子育て支援と児童福祉の向上に努める。

障害者福祉については、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等に向けた、総合的な施策に関する基本的な計画である「浜松市障がい者計画」及び障害福祉サービスの見込み量とその確保の方策を定めた「浜松市障がい福祉実施計画・浜松市障がい児福祉実施計画」に基づき、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めていく。

地域福祉の推進については、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体の基盤や機能の充実を図るとともに、住民が支え合う仕組みづくりを構築するなど、行政との連携の中で地域に根ざした地域福祉活動を展開していく。

（３）事業計画（令和３年度～令和８年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	保育ママ事業	市	
		中山間地域親子ひろば事業	市	
		放課後子供教室推進事業	市	
	高齢者・障害者福祉	地域活動支援センター事業（春野地域）	市	
		地域活動支援センター事業（佐久間地域）	市	
		介護サービス利用支援事業	市	
		特別地域加算利用者負担額助成事業	市	
		中山間地域訪問相談支援事業	市	
	健康づくり	天竜区集団がん検診受診者送迎業務	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

8 医療の確保

（1）現況と問題点

①医療機関

本地域の医療機関は、令和3年4月1日現在で、浜松市国民健康保険佐久間病院のほか、医科の診療所 13 箇所、歯科 5 箇所となっており、過疎地域としては一定程度の医療提供体制が確保されている。

しかしながら、佐久間病院通院区域外の地域については、特定診療科目や専門的医療は、専門医の不在や高度医療施設が未整備のため、地区外の医療施設に依存せざるを得ない状況にある。

救急搬送業務においても、エリアが広範囲に及ぶため、患者の搬送時間短縮のため更なる充実が必要である。

また、通院体制についても、区域を運行する公共交通または患者輸送車により対応しているが未だ十分とは言えない状況である。

②健康増進

近年の生活環境の多様化や食生活の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加し、疾病構造が大きく変化している。

また、地域の高齢化率が50%を越えるという状況で、健康診査の受診勧奨や保健師による健康相談等の健康増進事業に重点を置き取り組んでいる。

(2) その対策

①医療機関

高齢化の進む本地域は、健康で安心して暮らせる地域社会の実現と、将来の医療不安に対処するため、浜松市国民健康保険佐久間病院をはじめとする公設医療機関の医療機器等の整備を進めるとともに、これら施設のマンパワー不足が指摘されているため、保健、医療、福祉の三分野の連携とこれらを包括したシステムづくりを目標に、市の定員適正化計画とも合わせ、人材の適正配置等を考慮しながら対処していくものとする。

また、佐久間病院通院区域外の地域については、地域内の医療施設との連携やオンライン診療の導入の可能性を探るなど、特定診療科目や専門的医療についての住民の医療ニーズに対応していく。

さらに、通院手段の確保については、区域内を運行するバス等の効率的な運行を行う。

②健康増進

「自分の健康は自分で守る」ことと、「病気の早期発見、早期治療」を基本として、健康づくりへの意識の啓発普及を図り、各種健康診査の受診率向上や各種健康相談の充実など、健康増進活動を推進していく。健康増進活動の推進にあたっては、医療機関との相互協力だけにとどまらず、高齢者や児童を中心とする福祉との連携、保健福祉センター等を活用した地域保健活動の推進、また、生きがいづくりとしての生涯学習や生涯スポーツとの連携、心のふれあえるコミュニティ活動との協力を含め、健康で心ふれあう安心社会創出に向けたきめ細かな施策を展開していく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病 院	佐久間病院医療機器等整備事業	市	
	(3) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	自治体病院	佐久間病院医療従事者確保事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		看護師等修学資金貸与事業	市	
		地域医療ICT推進事業	市	
	その他	龍山診療所事業費補助事業	市	
		龍山歯科診療所事業費補助事業	市	
		水窪塩沢線患者輸送運行業務	市	
		天竜区看護師等修学資金貸与事業	市	
		在宅医療 ICT 推進事業	市	
		中山間地域医療支援事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①公立小中学校、幼稚園

令和3年度の学校教育施設数は、小学校5校(春野地域2校、佐久間地域2校、水窪地域1校)、中学校3校(春野地域1校、佐久間地域1校、水窪地域1校)、幼稚園4園(春野地域2園、佐久間地域2園、水窪地域は私立)となっている。

学校規模適正化の取組は、児童生徒数や地域事情等を踏まえ、保護者や地域の理解と協力を得ながら取り組んでおり、統合によって遠距離通学(園)となった児童生徒・園児に対して、通学・通園バス等の運行を行っている。また、学校・園に対しては、教育活動の充実を図るため、校外学習における移動手段を支援している。

少子化や都市部への転出などにより子供の数や年齢は年々減少しており、小規模校では、子供たちが多様な意見や考えに触れたり、集団の中で学習に取り組んだりする機会が少ない等の課題があり、協働的な学びの機会の確保が必要である。

さらに、老朽化した校舎の改修など、今後の児童生徒・園児数の推移を見据えた計画的な整備により、長寿命化等を図っていく必要がある。

②集会施設、体育施設、社会教育施設等

生涯スポーツや社会体育の拠点である体育施設、生涯学習の拠点である社会教育施設等についても計画的な整備を行い、各施設ともに充実しつつあるが、老朽化している施設もあり、今後の計画的な整備が必要である。

(2) その対策

①公立小中学校、幼稚園

学校規模適正化の取り組みは、「浜松市学校規模適正化基本方針」に基づき、保護者や地域との意見交換会等を通じて、教育環境の向上に向けた学校の在り方等について検討していく。

また、通学支援や校外学習支援は、利便性や安全性を確保しながら効率的かつ適切な運行に努め、今後も支援を継続していく。

さらに、小規模校の課題を解消するため、遠隔教育など ICT の積極的な活用やコミュニティ・スクールによる地域との連携・協働を推進していく。

学校施設については、「浜松市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設整備の適正化に取り組むとともに、小中一貫校の設置による施設の集約化等も検討していく。

②集会施設、体育施設、社会教育施設等

集会施設、体育施設、社会教育施設等については、老朽化に対応した計画的な補修整備を行っていく。また、生涯スポーツや文化芸術活動、コミュニティ活動に関わる各種行事等を積極的に支援していく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	教職員住宅	水巻寮教職員住宅改築工事	市	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業設			
	幼児教育	遠距離通園に対する支援	市	
		園外学習に係る移動手段の支援	市	
		私立幼稚園教育振興助成事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	義務教育	通園・通学バス運行管理業務委託	市	
		小中学校の校外学習に係る移動手段の支援	市	
		小学校遠距離通学に対する支援	市	
		中学校遠距離通学に対する支援	市	
		学校教育指導支援員等配置事業	市	
	生涯学習・スポーツ	小中学校スポーツ施設開放事業	市	
		体育振興会等地域スポーツ普及事業	市	
		スポーツ推進委員等活動支援事業	市	
		天竜区青少年事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域の住民の生活基盤として、自治会が設置され、それぞれの連帯意識のもとに自治活動が営まれているが、本地域を取り巻く状況は厳しさを増しており、人口の減少と高齢化により地域コミュニティが崩壊しつつある集落が存在し、今後の地域における最も基本的な生活圏である集落の維持が問題になっている。こうした、集落の維持・活性化を図るためには、集落住民の自主的・自発的な活動を支援する仕組みづくりや外部からの人材の確保・派遣による施策も必要である。

(2) その対策

本地域における集落整備の基本姿勢としては道路網を中心とする生活環境整備を積極的に推進して、辺地性を解消するとともに、地場産業の振興を図り定住条件の改善整備を進める。

集落同士の連携や、都市部との連携、NPO や企業等との連携、外部人材の活用などにより、集落機能維持・活性化を進める。また交流から定住に発展するよう、きめ細やかな情報提供や、地域の受け入れ体制の整備を進める。廃止となった施設などを活用した地域主体の取り組みを支援し、遊休施設を地域活性化のため積極的に活用する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
	集落整備	山里いきいき応援隊活動事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本地域は、民俗芸能や有形文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）といった地域の特徴を示す歴史・文化資源が、国・県・市の指定文化財として数多く保存・継承されている。しかし、生活様式の変化や人口減少による継承者不足などにより、地域文化が急速に衰退・消失していくことが懸念されている。こうした本地域に残る特色ある文化財を後世に継承するため、市民協働による保存及び活用を進める必要がある。

一方、歴史・文化資源を保存・活用し、特色ある地域づくりに取り組み、本地域全体の魅力の向上と、全国に向けて情報発信していくことが重要である。各地域の特色を生かし、新たな文化の創造に向けた取り組みも重要である。

情報発信手段としては、高根城や犬居城などの山城や秋葉山を拠点とした秋葉信仰、田楽など特色ある民俗芸能や民話等、地域を代表する歴史・文化資源の保存・調査・研究・活用を進める必要がある。また、佐久間町で行われている本場ウィーンの音楽家を招いた新たな地域文化の創出への試みも重要である。特色ある伝統を継承しつつ、時流や地域特性を背景にした持続可能な文化の創造によるまちづくりを進めていくことが重要となっている。

(2) その対策

地域文化の衰退は、地域社会の衰退と密接な関係にある。中山間地域の秀でた特徴である歴史・文化資源を後世に持続可能な形で継承するため、市内外に向け情報発信するとともに、地域特性を踏まえ新たな魅力ある地域文化を創造していくものとする。具体的には、芸術文化振興事業をはじめ、山城や民俗芸能といった歴史・文化資源の本質的価値を明確にし、地域の特徴を顕在化させ、

保存を図りつつ、積極的かつ魅力的に活用する事業を実施する。地域文化を紹介する講座や催しを地域内のみならず、都市部などでも実施し、特色ある浜松の地域文化に触れ、魅力を感じる取り組みを実施する。

また、生涯学習の一翼を担う各種の文化講座や教室の開設により、住民の文化的欲求に応えとともに、広域開放講座により学習機会の多様化を図り、より一層、地域の特殊性が反映された文化活動へと導くものとする。

(3) 事業計画（令和３年度～令和８年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
	地域文化 振興	さくま国際交流コンサート等開催事業	市	
		歴史的集落・まち並み景観保全対策事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

安全・安心で環境負荷の少ない持続可能なエネルギー体系を構築するため、再生可能エネルギーの導入など、恵まれたエネルギー資源の活用やエネルギーの高効率利用に取り組み、エネルギーの地産地消を推進する必要がある。

(2) その対策

恵まれたエネルギー資源を活かし、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用し、自分たちで使う電力は自分たちでつくとともに、こうした電力を蓄電池や電気自動車など様々なエネルギー設備やマネジメントと連結しながら賢く利用し、「環境にやさしい暮らしの提案」を推進していく。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	木質バイオマス設備導入支援事業費補助金	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

参考 過疎地域持続的発展特別事業一覧

事業計画（令和３年度～８年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	移住・定住	浜松市移住コーディネーター	市	
		Welcome 集落事業	市	
		田舎暮らしお試し住宅事業	市	
		移住促進空き家活用事業	市	
	地域間交流	子ども中山間地域交流事業	市	
		中山間地域交流デラックス事業	市	
		中山間地域ラジオ発信事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	第１次産業	山間地域農業生産活動助成事業	個人	
	観光	観光振興助成事業	民間団体等	
	その他	新たな仕事づくり研究事業	市	
		中山間地域コミュニティビジネス起業 資金貸付事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
3 地域におけ る情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	情報化	民放中波ラジオ中継局及び放送局維持 管理事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	公共交通	共助型地域交通等推進モデル事業	市	
		地域間幹線路線維持事業（秋葉バス）	交通事業者	
		地域間幹線路線維持事業（秋葉線）	交通事業者	
		地域バス路線維持事業（秋葉線）	交通事業者	
		特定地域バス路線維持事業（春野地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（佐久間地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（水窪地域）	市	
		特定地域バス路線維持事業（龍山地域）	市	
		交通空白地有償運送支援事業（春野地域）	交通事業者	
		交通空白地有償運送支援事業 （佐久間地域）	交通事業者	
		地域間幹線路線維持事業（佐久間地域）	市	
		地域間幹線路線維持事業（水窪地域）	市	
		地域間幹線路線維持事業（龍山地域）	市	
	その他	農道郷島線地すべり観測事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	生活	生活支援事業（乗用モノレール助成）	市	
		飲料水供給施設管理助成事業	市	
		生活用水応援事業	市	
	環境	浄化槽設置事業費補助金	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	児童福祉	保育ママ事業	市	
		中山間地域親子ひろば事業	市	
		放課後子供教室推進事業	市	
	高齢者・ 障害者福祉	地域活動支援センター事業（春野地域）	市	
		地域活動支援センター事業（佐久間地域）	市	
		介護サービス利用支援事業	市	
		特別地域加算利用者負担額助成事業	市	
		中山間地域訪問相談支援事業	市	
	健康づくり	天竜区集団がん検診受診者送迎業務	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	自治体病院	佐久間病院医療従事者確保事業	市	
		看護師等修学資金貸与事業	市	
		地域医療セミナー開催事業	市	
	その他	龍山診療所事業費補助事業	市	
		龍山歯科診療所事業費補助事業	市	
		水窪塩沢線患者輸送運行業務	市	
		天竜区看護師等修学資金貸与事業	市	
		在宅医療 ICT 推進事業	市	
		中山間地域医療支援事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	遠距離通園に対する支援	市	
		園外学習に係る移動手段の支援	市	
		私立幼稚園教育振興助成事業	市	
	義務教育	通園・通学バス運行管理業務委託	市	
		小中学校の校外学習に係る移動手段の支援	市	
		小学校遠距離通学に対する支援	市	
		中学校遠距離通学に対する支援	市	
		学校教育指導支援員等配置事業	市	
	生涯学習・スポーツ	小中学校スポーツ施設開放事業	市	
		体育振興会等地域スポーツ普及事業	市	
		スポーツ推進委員等活動支援事業	市	
		天竜区青少年事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	山里いきいき応援隊活動事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	さくま国際交流コンサート等開催事業	市	
		歴史的集落・まち並み景観保全対策事業	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	木質バイオマス設備導入支援事業費補助金	市	
	基金積立	過疎地域持続的発展事業基金積立金	市	